

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援策等を講ずるとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。あわせて、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。

1. 法律案の概要

個人所得課税

○ 住宅ローン控除の拡充

- ・消費税率 10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行 10 年⇒13 年）
- ・11 年目以降の3年間について、消費税率 2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定
- ・平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に適用

法人課税

○ 研究開発税制の見直し

- ・オープンイノベーション型（特別試験研究費に係る税額控除制度）について、対象の追加及び控除税額の上限の引上げ（5%⇒10%）
- ・総額型（試験研究費の総額に係る税額控除制度）について、税額控除率の見直し及び研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の引上げ（25%⇒40%）
- ・高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の税額控除率の割増し及び高水準型（平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除制度）の廃止

○ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等

○ 事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設

資産課税

○ 個人事業者の事業承継税制の創設

- ・事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の 100%に対応する相続税・贈与税額の納税猶予
- ・制度の適正性を確保するため、法人の事業承継税制に準じた事業継続要件等の設定
- ・10 年間の時限措置（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）

○ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

- ・教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定等を行う一方、30 歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長
- ・結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年延長

消費課税

○ 車体課税の見直し

- ・自動車重量税のエコカー減税について、1 回目車検時の軽減割合等の見直し及び2 回目車検時の免税対象の重点化（電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車）
- ・自動車税（地方税）の引下げの財源としての揮発油税及び地方揮発油税の税率の変更

国際課税

○ 過大支払利子税制について、対象となる支払利子の範囲の見直し及び損金算入限度額の引下げ（調整所得金額の 50%⇒20%）

○ 移転価格税制について、評価困難な無形資産の取引に係る価格調整措置の導入

納税環境整備

○ 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除制度の見直し

○ 事業者等に対する任意の照会について税法上明確化するとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、必要最小限の情報を事業者等に照会する仕組みを整備

期限切れ租税特別措置の延長

○ 土地の売買による所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長（2 年）

○ 旅行者等が入国の際に携帯等して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の延長（1 年）

2. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日

資 料

〔所得税法等の一部を改正する法律案〕

住宅に係る駆け込み・反動減対策（税制面の対応(案)）

○ 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長（現行10年間⇒13年間）。

○ 11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定。

具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除。

- ① 建物購入価格の2/3%
- ② 住宅ローン年末残高の1%

⇒ 3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2%（2/3%×3年）」の範囲で減税を行う。ただし、ローン残高が少ない場合は、現行制度通り住宅ローン年末残高に応じて減税する。

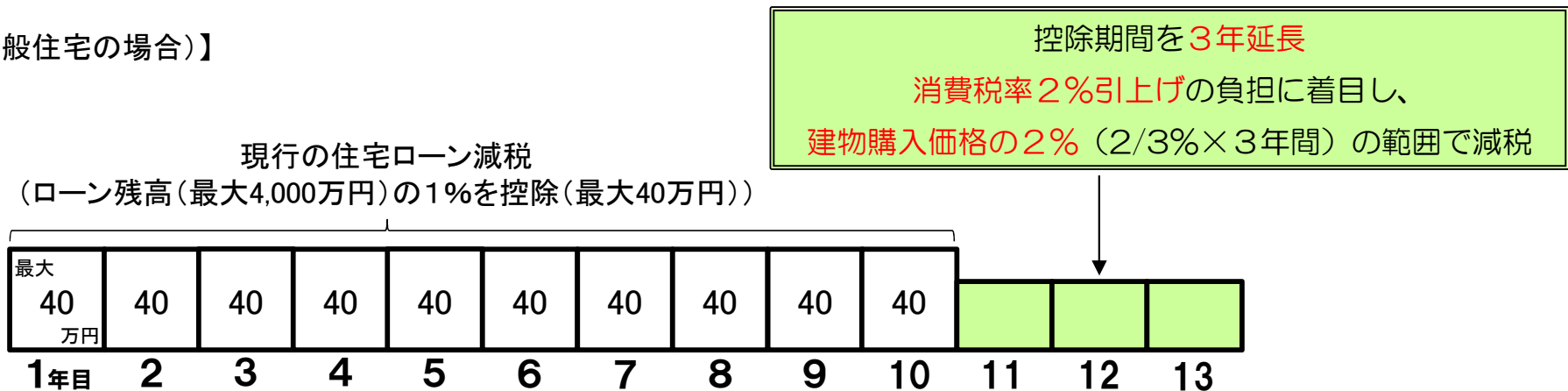
(注1) 平成31年(2019年)10月1日から平成32年(2020年)12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用。

(注2) 建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円（現行制度と同水準）。

(注3) 入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲で個人住民税額から控除。なお、個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

(注4) 入居1～10年目は現行制度通り税額控除。

【拡充のイメージ（一般住宅の場合）】



(注) 認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高（最大5,000万円）の1%を控除（最大50万円）。

研究開発税制の見直し(案)

研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行う。

- 質の高い研究開発へ支援を強化する観点から、オープンイノベーション型について、対象に民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への一定の委託研究を追加する等とともに、控除上限を引上げ。
- 総額型については、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を引き上げるとともに、増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直す。税額控除率及び控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長。
- 高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置を創設し統合。

総額型

《現 行》

一般試験研究費に係る税額控除

税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14% (中小法人：12%～17%)
控除上限	法人税額の25% <ul style="list-style-type: none"> * 中小法人：10%上乗せ(増加率5%超の場合) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ (*：高水準型との選択)

総額型

《改正案》

税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) <ul style="list-style-type: none"> * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：上記割合×(試験研究費割合-10%)×0.5を加算※
控除上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャーは40%) <ul style="list-style-type: none"> * 中小法人：10%上乗せ(増加率8%超の場合)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ※

※ 平成32年度末までの時限措置
総額型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超 の部分

高水準型(30年度末期限)

平均売上金額の10%超の試験研究費に係る税額控除

税額控除率	(試験研究費割合-10%)×20%
控除上限	法人税額の10%

オープンイノベーション型

オープンイノベーション型

特別試験研究費に係る税額控除

税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or 30%
控除上限	法人税額の5% (一般試験研究費とは別枠)
対象範囲	・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 など

税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or 25%or 30%
控除上限	法人税額の10% (一般試験研究費とは別枠)
対象範囲	・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への委託研究のうち、一定のもの ・一定の特定用途医薬品等に関する試験研究 など

オープンイノベーション型の対象範囲の追加等(案)

- 質の高い研究開発を一層促進する観点から、オープンイノベーション型の対象となる試験研究費の範囲を拡充するとともに、控除上限を10%に引上げ。
- 研究開発型ベンチャーとの連携による研究開発力強化の観点から、研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の税額控除率を25%とする。

《現 行》		
共同研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	その他（民間企業等）	20%
	技術研究組合	
委託研究	特別試験研究機関等	30%
	大学等	
	中小企業者 公益法人等	20%
知的財産権 の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究		20%



《改正案》		
共同研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	その他（民間企業等）	20%
	技術研究組合	
委託研究	特別試験研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	中小企業者 公益法人等 その他（民間企業等）	20%
知的財産権 の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

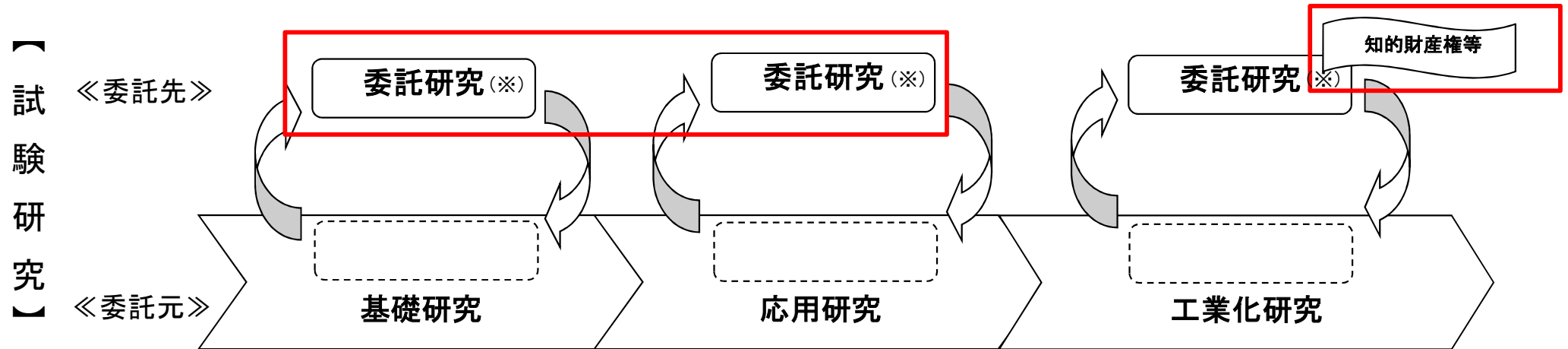
控除上限：法人税額の5%（総額型と別枠）

控除上限：法人税額の10%（総額型と別枠）

- 大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する。

オープンイノベーション型の対象となる民間委託研究・研究開発型ベンチャーについて(案)

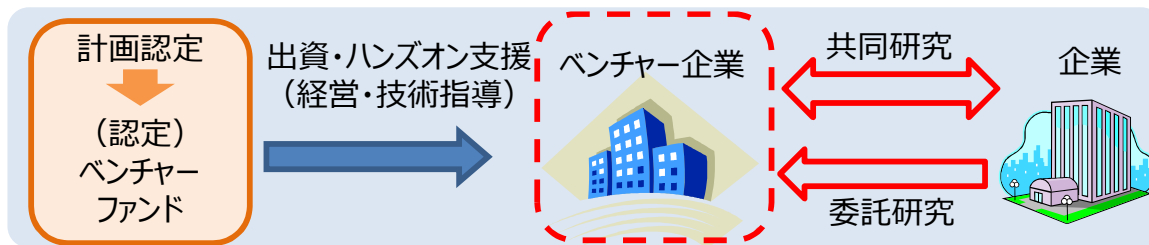
●対象となる民間委託研究のイメージ (部分がオープンイノベーション型の対象)



(※) 単なる外注などを除く

●連携を強化する研究開発型ベンチャー

- 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けているベンチャー企業



- 国立大学・国立研究開発法人より出資を受けている産学官連携の推進につながる一定のベンチャー企業

※その他所要の要件

具体的な研究開発型ベンチャーのイメージ (経済産業省資料より)

<企業A> センサ・デバイス開発ベンチャー



手指の動作を認識し、仮想空間内でジェスチャ入力するためのセンサシステム

<企業B> 排泄予測デバイス開発ベンチャー



膀胱を超音波でモニタリングし、排泄を予測する機器

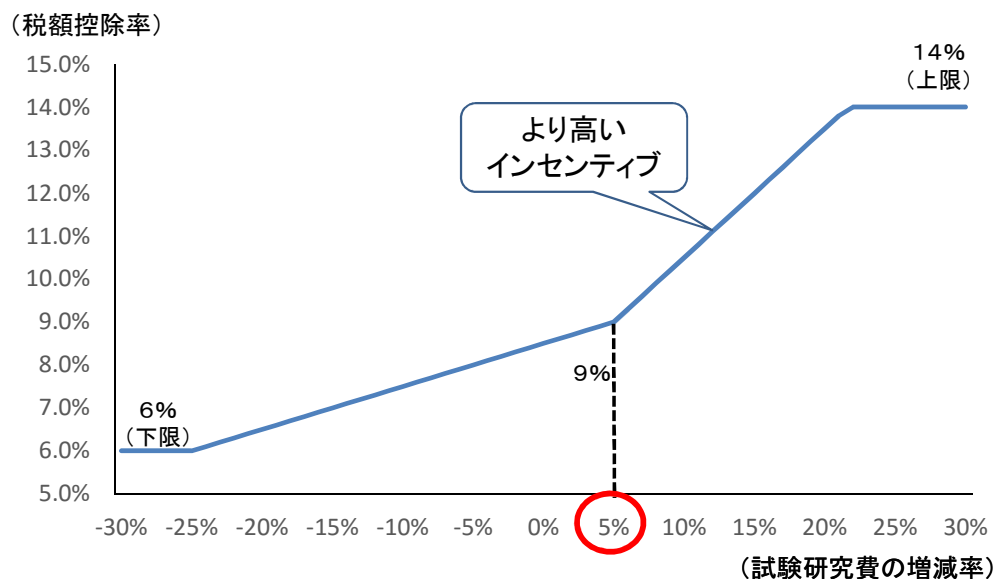
総額型の見直し(案)

- 十分な収益が発生していない中でも果敢な研究開発投資を行う一定のベンチャー企業について、税額控除のメリットを十分に享受できるように、控除上限を40%に引上げ。
- 研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブの見直し。

《現 行》

【控除上限】 法人税額の25%を限度

【控除率】増減率5%を境に、より高いインセンティブが効く仕組み



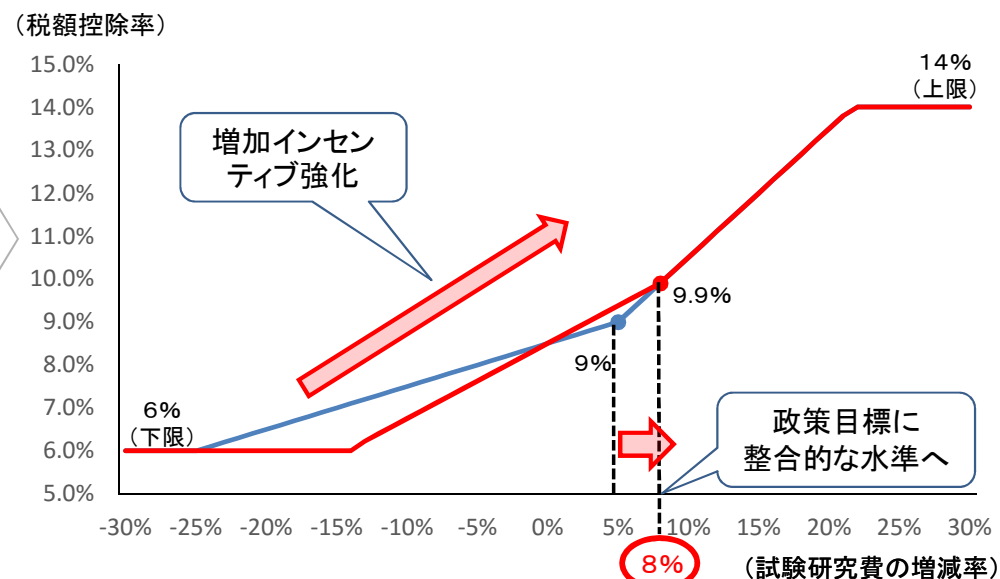
《改正案》

【控除上限】 法人税額の25% (研究開発を行うベンチャー企業は40%)を限度

※対象となるベンチャー企業

設立後10年以内で翌期繰越欠損金を有することになる法人(大法人の子会社等を除く。)

【控除率】メリハリをつけつつ、より増加インセンティブが効くように控除率を見直し



※ 中小企業技術基盤強化税制についても、同様の見直し。

試験研究費の割合が高い企業への新たな特例措置(案)

- 現行の高水準型について、売上に比して高い水準の研究開発を行っている企業に対する増加インセンティブにも配慮しつつ、制度の簡素化の観点も踏まえ、「試験研究費割合が10%超の場合の総額型の控除上限の上乗せ特例」と統合し、控除率を一定程度割増しする措置を加えた新たな特例に改組する。

《現 行》

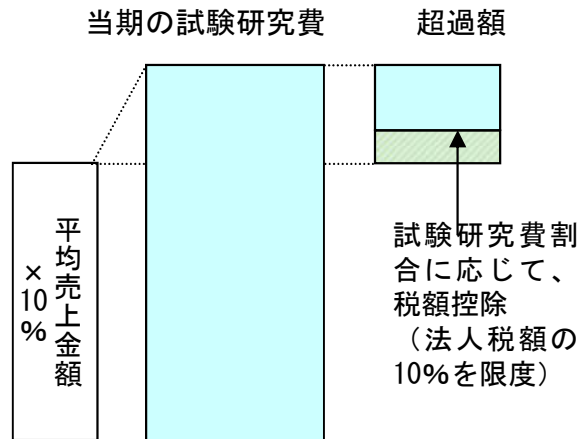
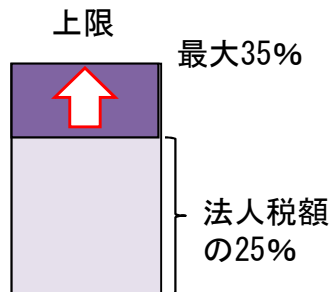
試験研究費割合が10%超の場合、以下を選択適用

$$\left[\begin{array}{l} \text{※ 試験研究費割合} = \frac{\text{当期の試験研究費}}{\text{平均売上金額}} \\ \text{(当期+前3期の平均)} \end{array} \right]$$

①総額型の控除上限の上乗せ措置
(30年度末期限)

選択適用

②高水準型(30年度末期限)



《改正案》

試験研究費割合が10%超の場合、以下を適用

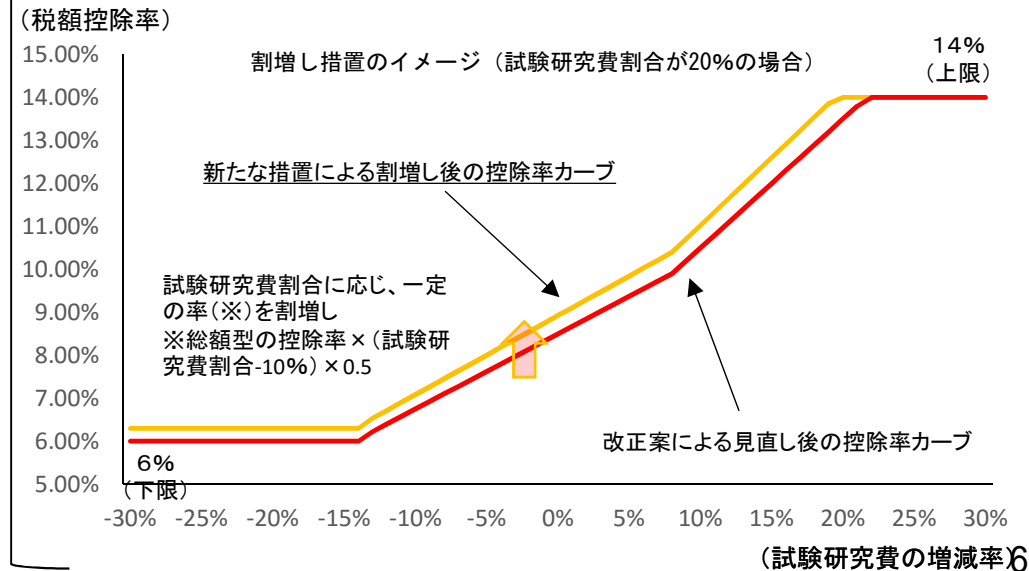
①総額型の控除上限の上乗せ措置(32年度末期限)

⇒適用期限を2年延長



②総額型の控除率の割増し措置(32年度末期限)

⇒総額型の控除率を一定割合割増し(最大1.1倍)



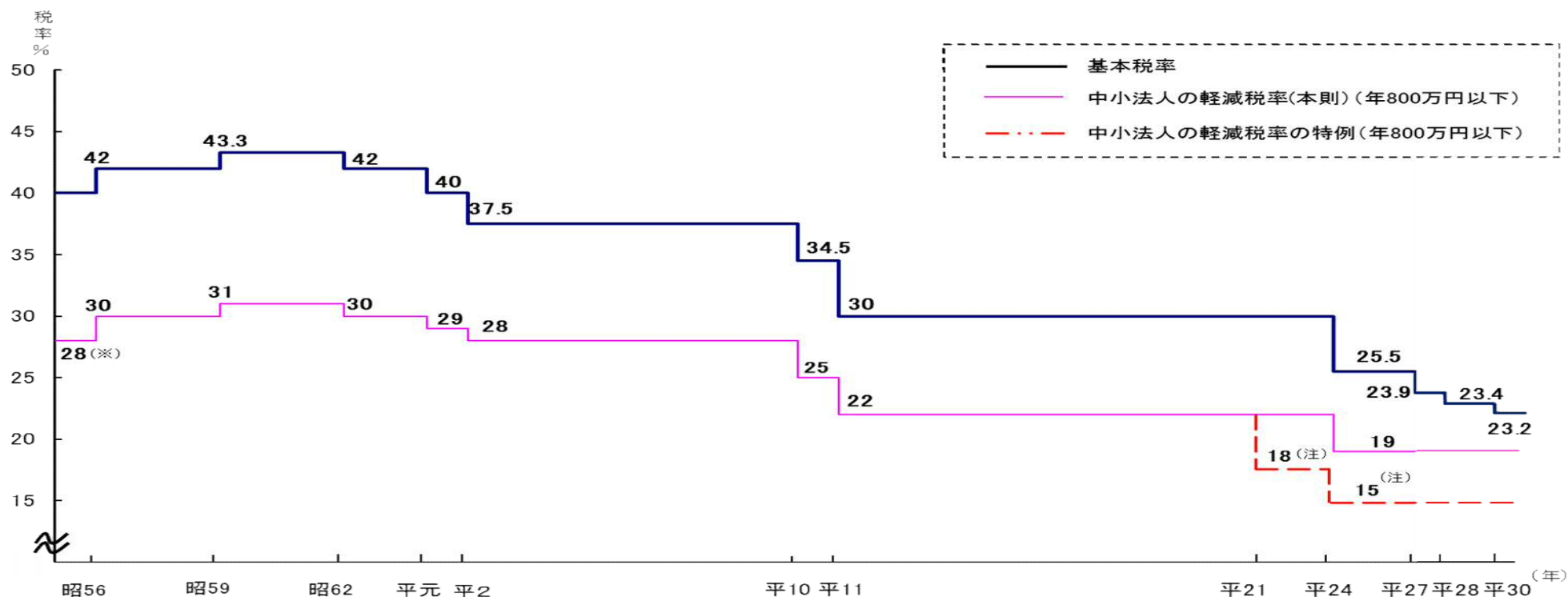
中小企業者等の法人税率の特例の延長(案)

- 現下の経済情勢等を踏まえ、租特法による軽減税率(15%)の期限については、2年間延長を行うこととする。

中小法人 (資本金1億円以下の法人)	本則税率		租特による税率
	年800万円超の所得金額	23.2%	—
年800万円以下の所得金額	19%	15%	15%

⇒ ≪改正案≫ 適用期限を2年延長
(平成32年度末期限)

- 法人税率の推移



(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から平成31年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(※) 昭和56年4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

中小企業投資促進税制等の延長等(案)

- 中小企業経営強化税制の対象資産を明確化の上、適用期限を2年延長。中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長。
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、中小企業の戦略的な投資をしっかりと収益力向上に結び付けていくため、以下の要件を追加した上で、適用期限を2年延長。
【追加要件】 投資を含む経営改善により、「売上高又は営業利益が1年間で2%以上向上すること」との認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの

中小企業経営強化税制 ⇒ 《改正案》 適用期限を2年延長等

- 中小企業等経営強化法の認定計画に基づく設備投資を対象とする。

生産性向上設備

- ・旧モデルと比べて生産性*が年平均1%以上改善する設備
- *例:省エネ効率

収益力強化設備

- ・投資収益率が5%以上の投資計画に係る設備

即時償却
税額控除
7or10%*

特別償却
30%
税額控除
7%*

中小企業投資促進税制
⇒《改正案》 適用期限を2年延長

商業・サービス業・農林水産業活性化税制
⇒《改正案》 収益力向上要件を追加した上で、適用期限を2年延長

車両等

ソフトウェア

機械装置

工具*

器具備品

建物附属設備

*測定工具・検査工具

※資本金
3000万円
以下の法人
に適用

【税額控除の控除上限】中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を合わせ、法人税額の20%を上限とする。8

中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置(案)

- 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、サプライチェーンや地域の雇用等を支える中小企業者の事前対策の取組強化の観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資について、特別償却ができる措置を講ずる。

事業継続力強化に係る計画の認定(案)

事業継続力強化計画(仮称)

【計画の経済産業大臣の認定】

- ① 主務大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ② 事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

【計画の記載事項】

事業継続力強化についての

- ・ 目標
- ・ 内容(対応手順、事業継続力強化設備等の種類 など)
- ・ 実施時期
- ・ 必要な資金の額及び調達方法 などを記載

対象設備の例

機械装置 : 自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置
器具備品 : 照明器具、衛星電話、データバックアップシステム
建物附属設備 : 貯水タンク、浄水装置、防火シャッター消火設備、排煙設備 など

課税の特例の内容

- 事業継続力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却率
機械装置 器具備品 建物附属設備	20%

最低投資額 機械装置 : 100万円
器具備品 : 30万円
建物附属設備 : 60万円

個人事業者の事業承継税制の創設(案)

- 既存の事業用小規模宅地特例との選択適用を前提に、10年間の時限措置として、新たな納税猶予制度を創設する。
- 法人の事業承継税制と同様、承継計画を作成して確認を受ける仕組みとし、承継後は事業・資産保有の継続を定期的に確認。

- 事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産※について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予

※ 建物以外の減価償却資産は、固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等

- ・ 事業用宅地の面積上限（400㎡）と事業用建物の床面積上限（800㎡）を設定
 - ・ 法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付
- 相続時・生前贈与時いずれにも適用可能とする

個人事業者の事業承継税制の創設(案)

○ 事業等の継続要件

- ・ 個人事業者の事業継続を支援するという政策目的との整合性を確保するため、相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設ける

- ・ 個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設ける

※ 後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除

※ 経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除

○ 債務控除に関する措置

- ・ 債務控除を使った制度の濫用を防止するため、被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額から当該債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする

○ 税額の計算方法

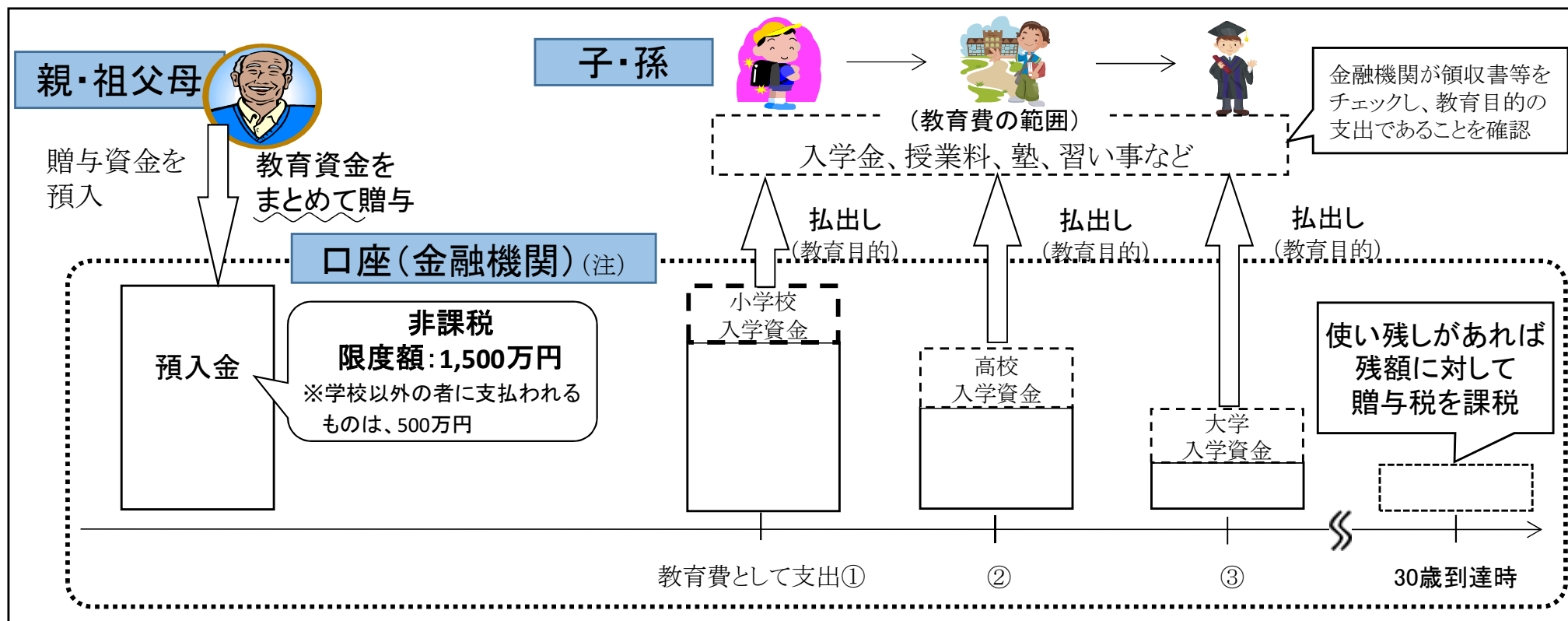
- ・ 後継者以外の相続人の相続税額に影響が生じない計算方法とする

※ 貸付事業（アパート、駐車場等）は、現行の小規模宅地特例においても事業用とは別区分であり、本措置の対象外とする。この他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じる。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(現行)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は、金融機関(注)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(0歳~30歳、所得要件なし)
- 贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。
- 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注) 金融機関とは、信託銀行、銀行等及び証券会社をいう。

(参考) 平成30年3月末時点の実績 契約件数:19万4,336件、信託財産設定額:約1兆3,735億円

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し(案)

適用期限について

【現行制度】

平成31年3月31日までの措置。

【見直し案】

平成33年3月31日まで、2年延長する。

受贈者の所得要件について

【現行制度】

受贈者に対して所得要件が課されていない。

【見直し案】

贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととする。

教育資金の範囲について

【現行制度】

年齢を問わず、一律に用途の範囲が設定。

【見直し案】

23歳以上の者の教育資金の範囲について、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用(留学渡航費等)、③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定することとする。

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し(案)

残高に対する贈与税の課税について

【現行制度】

30歳到達時に、その時点の残高に対して贈与税を課税。

【見直し案】

30歳到達時において、現に①学校等に在学し又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税しないこととし、

その後、①又は②の事由がなくなった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする。(ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする。)

贈与者死亡時の残高について

【現行制度】

贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。

【見直し案】

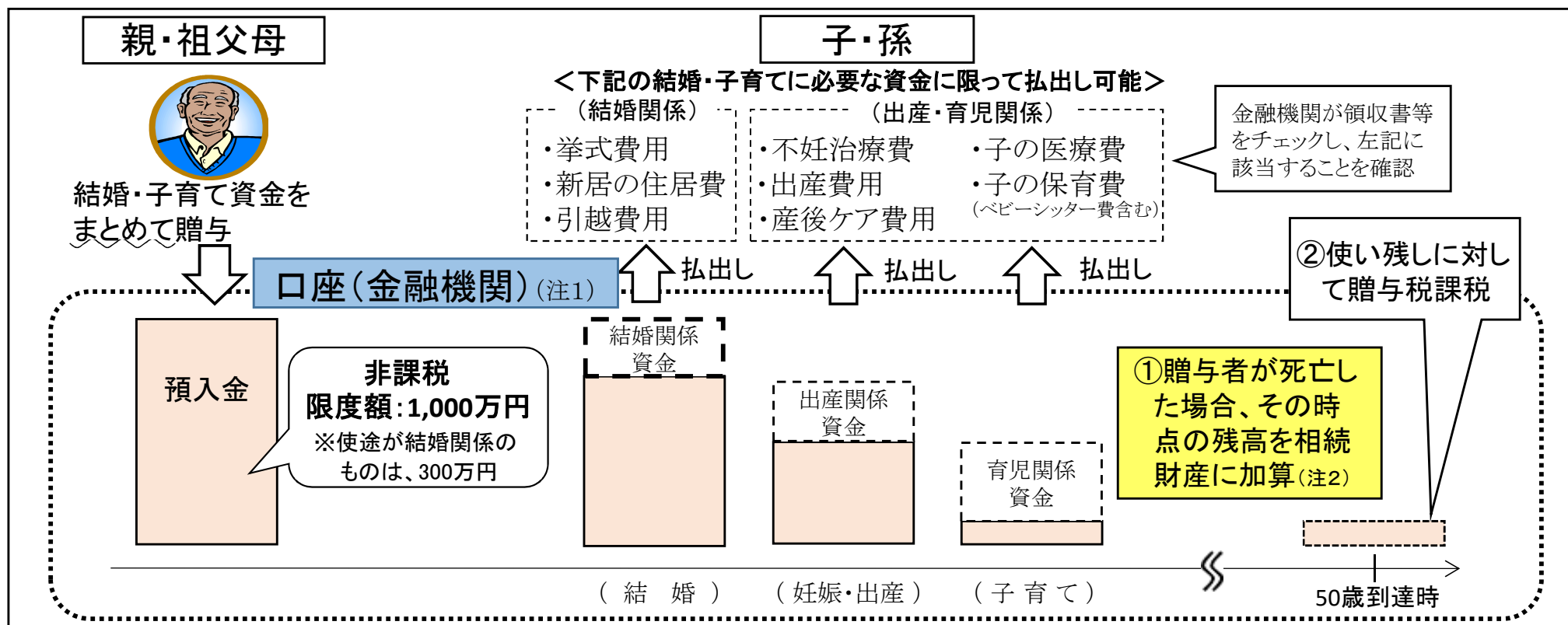
贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとする。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(現行)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳~50歳、所得要件なし)
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2)相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。
 (参考) 平成30年3月末時点の実績 契約件数:5,343件、信託財産設定額:約151億円

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し(案)

適用期限について

【現行制度】

平成31年3月31日までの措置。

【見直し案】

平成33年3月31日まで、2年延長する。

受贈者の所得要件について

【現行制度】

受贈者に対して所得要件が課されていない。

【見直し案】

贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととする。

平成31年度税制改正の概要（車体課税）（案）

➤ 自動車税の恒久減税（減収額：▲1,320億円程度）

- ・ 消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用自動車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げる（例：660cc超1,000cc以下は▲4,500円/年の引下げ）。

➤ 自動車重量税のエコカー減税の見直し（増収額：270億円程度）

政策インセンティブ機能の強化の観点から、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化。

➤ 地方税財源の補てん

自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分（800億円程度）について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てん。

- ・ エコカー減税の見直し（前述）

- ・ 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ

現行407/1000⇒平年度（平成47年度(2035年度)～）490/1000

- ・ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

揮発油税税率 48,600円/k1（現行）⇒48,300円/k1（平成46年度(2034年度)～） ▲300円/k1

地方揮発油税税率 5,200円/k1（現行）⇒ 5,500円/k1（平成46年度(2034年度)～） +300円/k1

➤ 消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。

自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）（案）

**現行（平成30年（2018年）5月1日
～31年（2019年）4月30日）**

	初回車検	2回目車検
電気自動車等（注1）	免税	免税
2020年度燃費基準 +90%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +80%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +70%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +60%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +50%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +40%達成	免税	
2020年度燃費基準 +30%達成	▲75%軽減	
2020年度燃費基準 +20%達成		
2020年度燃費基準 +10%達成	▲50%軽減	
2020年度燃費基準 達成	▲25%軽減	
2015年度燃費基準 +10%達成	(本則)（注2）	

**改正案（平成31年（2019年）5月1日
～33年（2021年）4月30日）**

	初回車検	2回目車検
	免税	免税
	免税	免税
	免税	
	免税	
	免税	
	免税	
	免税	
	▲50%軽減	
	▲25%軽減	

（注1）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

（注2）ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、平成30年（2018年）5月1日～平成31年（2019年）4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。）には本則税率を適用。

（注3）ガソリン車及び石油ガス自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車（☆☆☆☆）又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限る。

過大支払利子税制の見直し(案)

BEPS行動4最終報告書のポイント

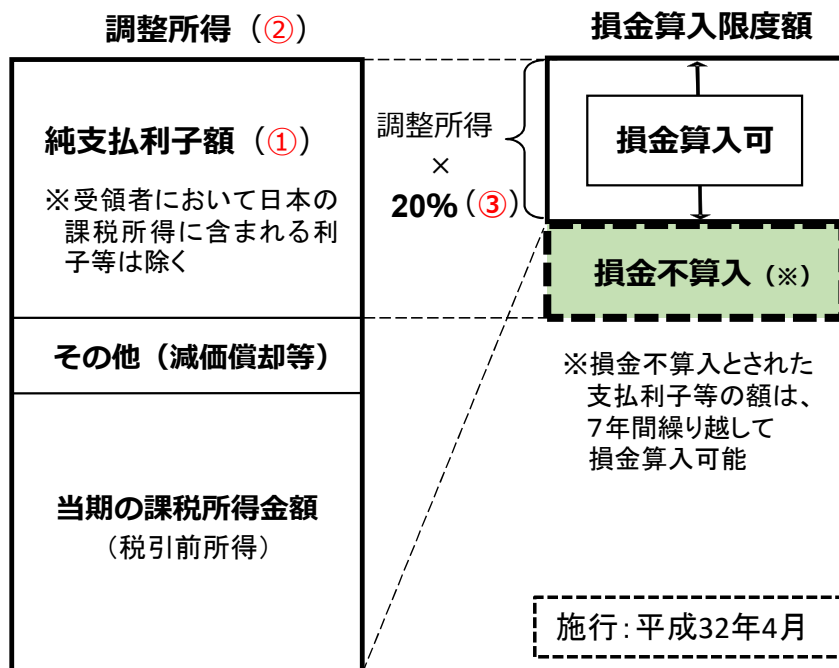
- BEPS最終報告書では、支払利子の損金算入を制限する制度の導入を勧告。
 - ✓ 利子は、国際的なタックスプランニングで利用できる利益移転技術のうち、最も簡単なものの一つ。
 - ✓ 利子を用いた税源浸食・利益移転が生ずる場合として、関連者間借入を用いて過大な利子の損金算入を生じさせるケースや、企業グループ内の高課税法人に第三者借入を集めるケースなどが挙げられる。
 - ✓ 上記の問題に対抗するため、企業の、第三者への支払も含めた純支払利子について、その損金算入を調整所得の10~30%に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告。

見直し案

- 日本の「過大支払利子税制」は、勧告と同様の考え方に基づく制度であるが、①対象とする利子、②調整所得の定義、③基準値について勧告内容と異なっている。
- 通常の経済活動に与える影響（国内銀行からの借入等）に配慮しつつ、BEPS（税源浸食・利益移転）リスクに的確に対応できるよう、勧告を踏まえた見直しを行う。

過大支払利子税制の概要（見直し案）

過大支払利子税制の主な見直し内容（案）



現行制度

- ①対象とする利子
 - 関連者純支払利子等のみ（受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外）
 - ②調整所得
 - 利子・税・減価償却前所得（国内外の受取配当益金不算入額を加算）
 - ③基準値
 - 50%
- 適用除外**
- 関連者純支払利子等の額が1000万円以下
 - 関連者への支払利子等の額が総支払利子等の額の50%以下

見直し案

- 純支払利子等(第三者を含む)（受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外）
- 利子・税・減価償却前所得（国内外の受取配当益金不算入額を加算しない）
- 20%
- 純支払利子等の額が2000万円以下
- 国内企業グループ(持株割合50%超)の合算純支払利子等の額が合算調整所得の20%以下

移転価格税制の見直し(案)

BEPS 行動8 最終報告書・OECD 移転価格ガイドライン改訂のポイント

【勧告①】 比較対象取引が特定できない場合、無形資産の使用から得られる予測キャッシュ・フロー等の割引現在価値を用いた評価テクニック（ディスカウント・キャッシュ・フロー法：DCF法）により無形資産取引に係る独立企業間価格を算定。

【勧告②】 一定の評価困難な無形資産取引への対応として、当初の価格算定の基礎となる予測と実際の結果が大きく乖離した場合には、税務当局は当初の価格が適切に算定されていなかったと推定し、実際の結果を勘案して当初の価格を再評価。

(注) 上記のほか、広範かつ明確な無形資産の定義の採用が勧告されるとともに、税務当局が評価困難な無形資産取引に係る価格算定の適切性を検証する場合の更正期間制限に伴う困難性が問題提起された。これらの内容は移転価格税制に係る国際スタンダードであるOECDの移転価格ガイドラインに反映済。

見直し案

OECD 移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえ、次の見直しを行う。

1. 独立企業間価格の算定方法の整備

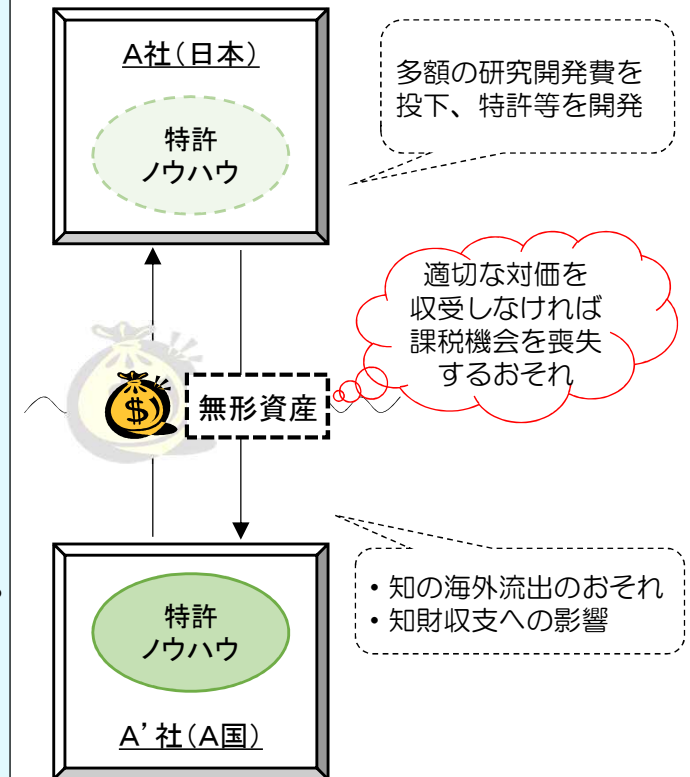
独立企業間価格の算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）を追加する。

2. 評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置の導入

- ・ 予測キャッシュ・フロー等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること等の要件を満たす評価困難な無形資産取引について、予測と実際の結果が相違した場合には、税務当局が実際の結果（及び相違の原因となった事由の発生可能性）を勘案して当初の価格を再評価できるようにする（但し、再評価後の価格が当初の価格の20%を超えて相違した場合のみ）。
- ・ 但し、予測と結果が相違する原因となった事由が、取引時点で予測困難であったこと（災害等）又は取引時点においてその事由の発生可能性を適切に勘案して当初の価格を算定していたことを納税者が証明した場合等においては、上記の再評価は行われない。

3. その他

- ・ 移転価格税制上の無形資産の定義の明確化を図る。
 - * 移転価格税制上の無形資産：有形資産・金融資産（現預金、有価証券等）以外の資産で独立の事業者間で譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるもの
- ・ 移転価格税制に係る更正期間等を7年（現行：6年）に延長する。
- ・ 比較対象取引に係る差異調整方法として統計的手法に基づく方法を認める。



* その他所要の措置を講ずる。上記の各見直しは、平成32年4月1日以後開始事業年度分の法人税から適用する。

金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し（案）

- 金地金等の密輸に対しては、平成30年度税制改正において消費税法・関税法等における大幅な罰則強化を行ったが、密輸の摘発件数は依然高止まりしている状況。
- 消費税における更なる対策として、金地金等に係る取引の適正化を図り、より一層の密輸抑止を進める観点から、金地金等に係る仕入税額控除制度の適用について次のとおり見直すこととする。

現行制度	見直し案
<p>金地金等の課税仕入れについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密輸品であったとしても、 ・課税仕入れ等の事実を記載した帳簿を保存することにより、 <p>仕入税額控除が可能。</p>	<p>(1) 仕入税額控除の制限 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除を認めないこととする。</p> <p>(2) 仕入税額控除の要件強化 金地金等に係る仕入税額控除について、現行の帳簿に加え、「本人確認書類の写し※」の保存を要件とする。</p> <p>※本人確認書類 個人：免許証、パスポート等 法人：登記事項証明書等</p>

(注) (1)については平成31年4月1日から適用し、(2)については平成31年10月1日から適用する。

《金密輸のスキーム図》（金地金5Kgの密輸 利益200万円）



経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備（案）

- 近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展。
- こうした経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要。
- ⇒ 1. 納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、
- 2. 高額・悪質な無申告者等の情報を税務当局が照会するための仕組みを整備することが必要。

1. 利便性の高い納税環境の整備

(例) 仮想通貨交換業者が取引データを顧客(納税者)に提供。⇒納税者は専用アプリや国税庁が提供する様式等を活用して簡便に電子申告。



(※) 上記のほか、仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法の明確化等を実施

2. 税務当局による情報照会の仕組み（案）

- (1) 現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律(金商法等)の例を踏まえ、規定を整備する。
- (2) 高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を限定するとともに、事業者等による不服申立て等も可能とする。

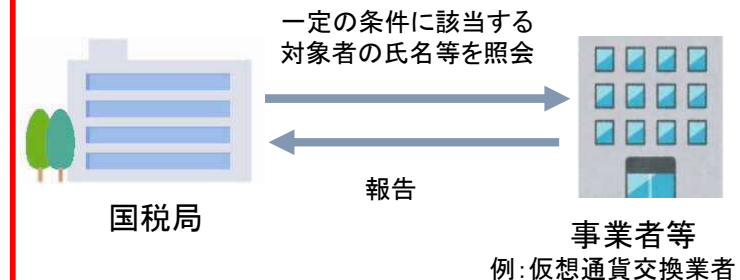
○ 照会できる場合を以下のような場合に限定

- ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

(※) いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限る。

○ 照会する情報を「氏名等(※)」に限定

(※) 「氏名等」とは、氏名並びに(保有している場合には)住所及び番号(個人/法人)をいう。



土地の売買等に係る登録免許税の特例

平成31年3月31日(改正案:平成33年3月31日)までの時限措置として、土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の税率について、次のとおり軽減。

登記の種類	本 則		特 例
土地の売買による 所有権の移転	2.0 %	⇒	1.5%
土地の所有権の 信 託	0.4 %	⇒	0.3 %

入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例

- ・適用期限 — 平成 31 年 3 月 31 日 ⇒ 【改正案】平成 32 年 3 月 31 日（1 年延長）
 - ・適用対象 — 携帯輸入される紙巻たばこ（別送品を含む。）
 - ・適用税率 — 12,000 円／千本 ⇒ 【改正案】12,500 円／千本
(本則税率 12,424 円 + 消費税 8% (2019 年 10 月～ 10%))
- ※ この他、たばこ特別税 500 円／千本（本則税率 820 円／千本）が課される。

○ 制度の目的

旅行者等が入国の際に輸入する紙巻たばこに課される内国消費税の納税手続の簡素化を図ることを目的としたもの。

○ 制度の概要

昭和 62 年 4 月から関税暫定措置法により紙巻たばこの関税が無税とされたことに伴い、それまで関税定率法に基づいて携帯輸入される紙巻たばこに適用されていた簡易税率（1 本につき 5 円）が同法では規定できなくなったことから、その代替措置として、昭和 62 年度税制改正で、租税特別措置法に規定されたものである。

なお、当該措置は、紙巻たばこの関税の無税化が関税暫定措置法により 1 年ごとの措置とされているところから、それに併せ、適用期限が 1 年とされている。

(参考) 旅行者が携帯輸入する紙巻たばこの免税限度数量は 400 本。